

令和7年第7回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和7年7月25日（金）

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 10時45分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名（18名）

1 番 高梨 美代子

2 番 阿部 さおり

3 番 秋葉 俊一

4 番 日下部 崇喜

5 番 高橋 聡

6 番 遠田 雅弘

7 番 石川 義則

9 番 日向 弘明

10 番 高橋 直之

11 番 佐藤 吉法

12 番 森屋 慶一

13 番 日下部 美雄

14 番 斎藤 克行

15 番 高橋 義夫

16 番 阿部 金一郎

17 番 小野 隆

18 番 佐藤 繁

19 番 若松 忠則

4 議長の委員番号及び氏名

19 番 若松 忠則

5 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 渡部 桂一

次長兼農地農政係長 海藤 博

農地農政係主査 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

農林課課長補佐 今井 真貴

農林課専門員 佐々木 弘樹

6 会議に付した議案

報告第 18 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について	(8 件)
報告第 19 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(2 件)
報告第 20 号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請の訂正について	(1 件)
報告第 21 号	農用地利用集積等促進計画公告事案の無効について	(1 件)
議案第 24 号	地域計画の変更に対する意見の決定について	(2 件)
議案第 25 号	庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について	(3 件)
議案第 26 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(2 件)
議案第 27 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	(1 件)
議案第 28 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(1 件)
議案第 29 号	特例事業による買入協議について	(1 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)

◎諸報告

議長	これより令和 7 年第 7 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。
事務局長	本日の委員の出席状況について報告します。 15 番 高橋 義夫委員から遅刻の連絡をいただいています。 また、議案に係る説明員として、農林課から今井課長補佐、並びに佐々木専門員が出席しています。 次に本日の資料について報告します。タブレットに議案第 24 号、27 号及び 28 号の資料のほか、農地パトロールの案内資料、地域計画の実行に向けたブラッシュアップ研修会開催通知、庄内町 5 団体交流会開催通知、女性農業委員活動紹介のお知らせを送付しております。また、当日配布資料として、議案第 29 号に係る資料を配布しております。 それでは、令和 7 年第 6 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。(説明) 続いて、令和 7 年第 7 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。(説明)
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 17 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の選出

議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。11 番 佐藤 吉法委員、13 番 日下部 美雄委員、両名に議事録署名委員をお願いします。 なお、書記には、事務局長を指名します。
----	---

◎報告 報告第 18 号の上程、説明、質疑

議長	報告第 18 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき報告を説明) 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	(資料に基づき内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 16 号を終わります。
◎報告	報告第 19 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 19 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき報告を説明) 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	(資料に基づき内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 19 号を終わります。
◎報告	報告第 20 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 20 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請の訂正について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき報告を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(資料に基づき内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 20 号を終わります。
◎報告	報告第 21 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 21 号「農用地利用集積等促進計画公告事案の無効について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき報告を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(資料に基づき内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 16 番 阿部委員。
16 番 阿部	公告が無効になったとのことでしたが、この件については、いつ、中間管理機構を通して契約するのでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	令和 8 年作に向けて契約できるように、令和 7 年 12 月公告もしくは令和 8 年 4 月公告に合わせて、手続きを進めていきたいと思っております。
議長	よろしいでしょうか。

16 番 阿部	そうしますと、令和 7 年作は相対での契約ということでしょうか。賃料の精算も含め、お互いに納得しているということでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	公告が無効になったことは、受け手にも説明していますし、賃料の精算についても話をしていますので、心配ないかと思います。
16 番 阿部	わかりました。
議長	ほかにございますか。 ないようですので、報告第 21 号を終わります。
◎議事	議案第 24 号の上程、説明、質疑
議長	議案第 24 号「地域計画の変更に対する意見の決定について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき議案を説明) 詳細につきましては、農林課の今井補佐がご説明申し上げます。
議長	今井補佐。
今井補佐	(資料に基づき内容を説明)
議長	これより本案に対する質疑を行います。今回の地域計画の変更について、内容が大きく 2 つに分かれていますので、資料 1 として J A あまるめ地域の件、資料 2 として狩川地域の件、個々に審議して、最後に議案の賛成についての可否を求めたいと思います。 はじめに、資料 1 の J A あまるめ地域の地域計画についての質問はございますか。 ないようでしたら、資料 2 の狩川地域の地域計画についての質問はございますか。 16 番 阿部委員。
16 番 阿部	〇〇を撤去してから〇〇年間は地盤の安定のためにそのままにしておく、以前うかがったことがあります。先程の説明で、令和〇〇年から作付けするとありましたが、〇〇年間過ぎたので令和〇〇年から作付けするという解釈でよろしいでしょうか。
議長	今井補佐。
今井補佐	〇〇としての活用は令和〇〇年からですが、細目の確認をしてこなかったもので、後ほど返答します。
議長	よろしいでしょうか。
16 番 阿部	作付ができない期間、最大〇〇年間は事業主から補償が出るというような話だった記憶があります。 つまり、補償をもらいながら作付をするのかどうか疑問があるので、確認をお願いします。
議長	暫時休憩します。
(暫時休憩)	
議長	再開します。 今井補佐。
今井補佐	契約の内容については、確認していないところもあるので、後ほど確認しま

	す。 今回は、農用地への編入に伴う地域計画の変更ということで、この点についての審議をお願いします。
議長	今回の審議の対象である、地域計画への編入についてはいかがでしょうか。
16 番	編入することに異議はありません。 ただ、説明のなかで、「令和〇〇年から作付けする」との文言があったので、このような質問をさせていただきました。 契約内容については後でしっかりと確認していただければと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議ないものと認め、採決します。 議案第 24 号「地域計画の変更に対する意見の決定について」賛成の方、挙手願います。 （全員挙手） 賛成全員により、意見がないものと決定しました。
◎議事	議案第 25 号の上程、説明、質疑
議長	議案第 25 号「庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	（資料に基づき議案を説明） 詳細につきましては、農林課の佐々木専門員がご説明申し上げます。
議長	佐々木専門員。
佐々木専門員	（資料に基づき、1 番の内容を説明）
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、13 番 日下部 美雄委員より、現地調査報告をお願いします。
13 番 日下部	庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての現地調査報告を行います。 7 月 23 日に、14 番 斎藤 克行委員と事務局の長南主査と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 1 番については、〇〇地内に建っていた〇〇の跡地です。周辺は一団の農地です。申請地を編入しても問題ないと見てきました。 委員各位におかれましては、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより 1 番に対する質疑を行います。なければ、次に 2 番を議題とします。 佐々木専門員。
佐々木専門員	（資料に基づき、2 番の内容を説明）
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、13 番 日下部 美雄委員より、現地調査報告をお願いします。
13 番 日下部	7 月 23 日に、14 番 斎藤 克行委員と事務局の長南主査と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 2 番については、北側は雑種地、東側と南側は宅地、西側は町道に接してい

	ます。 申請地を除外しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼさないと見てきましたので報告いたします。 委員各位におかれましては、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより2番に対する質疑を行います。 18番 佐藤委員。
18番 佐藤	計画配置図にある「〇〇」は、農振農用地区域には入っていない田でしょうか。
議長	佐々木専門員。
佐々木専門員	「〇〇」は農振白地です。
議長	農振白地についての説明をお願いします。
佐々木専門員	以前に農振除外の申請を受けた田ということです。
議長	ほかにございますか。
16番 阿部	摘要欄に「現況が雑種地の畑」とあります。 雑種地について調べてきたところ、雑種地とは、不動産登記における地目のひとつで、田、畑、宅地、山林原野、牧場、岩沼、鉱泉地などのいずれにも該当しない土地を指すようです。 つまり「雑種地の畑」というのは地目上存在しないと思いますので、例えば「耕作されていない畑」などのような文言にした方がよろしいのではないのでしょうか。
議長	佐々木専門員。
佐々木専門員	「雑種地の畑」というのを「永く耕作されていない畑」という表現に変えたいと思います。
議長	ほかにございますか。なければ、3番を議題とします。 佐々木専門員。
佐々木専門員	(資料に基づき、3番の内容を説明)
議長	暫時休憩します。
(暫時休憩)	
議長	再開します。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、13番 日下部 美雄委員より、現地調査報告をお願いします。
13番 日下部	7月23日に、14番 斎藤 克行委員と事務局の長南主査と私の3人で、現地調査を実施しました。 3番については、北側は農地、東側は耕作されていない農地と畑、南側は水路、西側は橋の下の道路に接しています。 申請地を除外しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼさないと見てきましたので報告いたします。 委員各位におかれましては、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。

	18 番 佐藤委員。
18 番 佐藤	字限図を見ると、2 筆がつながっていないように見えますが、間にあるのは道路か何かでしょうか。
議長	佐々木専門員。
佐々木専門員	〇〇の田と、〇〇の田の間は道路です。
議長	よろしいでしょうか。
18 番 佐藤	分かれている農地それぞれに太陽光パネルを設置するということは、周辺を金網等で囲む予定はあるのでしょうか。
議長	佐々木専門員。
佐々木専門員	申請者によると、周囲に金網フェンスはするとのことでした。
議長	ほかにございますか。 15 番 高橋委員。
15 番 高橋	太陽光パネルの耐用年数は何年と考えていますか。
議長	佐々木専門員。
佐々木専門員	耐用年数の確認まではしていませんが、10 年から 20 年かと思います。
15 番 高橋	わかりました。
議長	ほかにございますか。なければ、1～3 番について採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議ないものと認め、採決します。 議案第 25 号「庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について」賛成の方、挙手願います。 (全員挙手) 賛成全員により、意見がないものと決定しました。 暫時休憩します。
(休憩中、今井補佐、佐々木専門員退席)	
◎議事 議案第 26 号の上程、説明、質疑	
議長	再開します。 議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき議案を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	1 番について、議事参与の制限に該当する委員がおりますので、11 番 佐藤吉法委員は退席願います。 暫時休憩します。
(休憩中、佐藤委員退席)	
議長	再開します。長南主査。
長南主査	(資料に基づき、1 番の内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、14 番 斎藤 克行委員より、現地調査報告をお願いします。
14 番 斎藤	農地法第 3 条の規定による許可申請 1 番についての現地調査報告を行います。

	す。 7月23日に、13番 日下部 美雄委員と事務局の長南主査と私の3人で現地調査を実施しました。 農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。 暫時休憩します。
(休憩中、佐藤委員着席)	
議長	再開します。 次に2番についてを議題とします。 長南主査。
長南主査	(資料に基づき、2番の内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、14番 斎藤 克行委員より、現地調査報告をお願いします。
14番 斎藤	農地法第3条の規定による許可申請2番についての現地調査報告を行います。 7月23日に、13番 日下部 美雄委員と事務局の長南主査と私の3人で現地調査を実施しました。 農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」2番に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第27号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき議案を説明)

	詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(資料に基づき内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、13 番 日下部 美雄委員より、現地調査報告をお願いします。
13 番 日下部	農地法第 4 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 7 月 23 日に、14 番 斎藤 克行委員と事務局の長南主査と私の 3 人で、現地調査を行いました。 北側と西側は町道、東側は畑、南側は宅地に接しています。周辺農地の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用することに問題ないと判断してきましたので報告します。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 28 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき議案を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(資料に基づき内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、14 番 斎藤 克行委員より、現地調査報告をお願いします。
14 番 斎藤	農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 7 月 23 日に、13 番 日下部 美雄委員と事務局の長南主査と私の 3 人で、現地調査を行いました。 北側、東側、西側は農道、南側は畑に接しています。 周辺農地の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用することに問題ないと判断してきましたので報告します。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	これより本案に対する質疑を行います。 16 番 阿部委員。
16 番 阿部	事業費についてですが、この金額でこの面積を購入するということによろし

	いでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	はい、そうです。
議長	よろしいでしょうか。
16 番 阿部	わかりました。 また、審査表のなかに「土砂は置きっぱなしではなく、別の工事で再利用することを考えている」とあります。ぜひとも、余目地内に建つ大きな病院の工事等に使われることを願って、意見として述べます。
議長	ほかにございますか。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 29 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 29 号「特例事業による買入協議について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(資料に基づき議案を説明) 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	(資料に基づき内容を説明)
議長	これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 16 番 阿部委員。
16 番 阿部	やまがた農業支援センターで、売渡価格の 2%の手数料を徴収すると聞いています。買入協議を行う場合も同様の手数料が発生するのでしょうか。
議長	海藤次長。
海藤次長	買入協議の場合、手数料は 2.5%です。
議長	よろしいでしょうか。
16 番 阿部	金額が大きくなればなるほど、手数料も多額になりますので、考慮していただければと、支援センターにお願いしていただきたいです。
事務局長	支援センターとの様々な会合の機会に伝えたいと思います。
議長	ほかにございますか。 5 番 高橋委員。
5 番 高橋	譲渡する相手は、農業委員会で探すのか、支援センターで探すのか、そのあたり教えてください。
議長	海藤次長。
海藤次長	法律的には、農地を中間管理機構が買い入れた上で、協議をして受け手を探すのが前提です。 ただ、やまがた農業支援センターが行う特例事業では、農地を購入する人が

	決定していることが前提となるようです。
議長	よろしいですか。
5 番 高橋	はい。
議長	ほかにございますか。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 29 号「特例事業による買入協議について」に承認される方は挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、承認することに決定しました。 これもちまして、令和 7 年第 7 回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉 会 (午前 10 時 45 分)	